

# 特集 集团的 自衛権

## 集团的自衛権 今、何が起きようとしているのか

東京大学助教 神子島 健

※著者プロフィールについては、16ページをご覧ください。

本論ではまず、集团的自衛権の内容を確認します（1節）。その上で、解釈改憲という手続的な問題（2節）と、どのような意思の中で安倍内閣が集团的自衛権の行使を求めているのか（3節）を見ていきたいと思います。2節と3節の内容は車の両輪のようなもので、二つが合わさりながら平和憲法の基礎・内実を掘り崩し、軍事優先の体制がつけられていくことが行われようとしているわけです。

### 1節 集团的自衛権とは何か

そもそも、国連憲章のもとで（ということ）は、今日の国際法において（武力行使が認められているのは、三つのケースしかありません。①憲章四二条、安全保障理事会の「軍事的措置」。憲章五一条の②個別的自衛権、③同条の集团的自衛権となります。（関係条文は次ページに記載）

①の軍事的措置、これが国連の名の下で正式に武力が行使されるケースで、六月後半に

なりにわかにクローズアップされてきた「集団安全保障」のことです。国連憲章第二条四項で、国連加盟国は戦争に訴える権利を放棄する代わりに、侵略が発生した時に、他の国連加盟国が集団で強制措置をとり、違反（侵略）国に制裁を与える、というものです。

ちなみにこのことは、国連加盟国は全て侵略戦争を放棄しているということの意味します。日本国憲法九条は第一項だけ見るのであれば、国連憲章の水準とあまり変わらない（だから、取り立てて「平和憲法」といえないかもしれない）、ということですが。しかし、第二項で具体的に「陸海空軍その他の戦力」を放棄し、交戦権を認めないとし、そして前文に平和的生存権を含んだ平和主義の理念となる文言があるからこそ、日本国憲法が「平和憲法」と呼ぶに値するものとなっているわけです。今行われようとしているのは、第二項の無意味化と、前文の意味の読み替え（秩序維持の名目で武力行使に加わることを平和と強弁する）ことと言えます。こうなると、

日本はもはや「平和主義」の国ではなく、国際紛争を解決するために武力を用いることを認める「普通」（あるいは米国の武力行使に積極的に追従する「普通以下?」）の国と言えるでしょう。

②③の二つの自衛権は、国連憲章のフランス語版（公式文書のうち一つ）で、ともに国家の「自然権」（または固有の権利）を意味する“*droit naturel*”であるという扱いを受けています。現在の日本の集团的自衛権の行使容認派の多くは、このことを根拠に、自然権を行使できないのはおかしい、と主張しています。ただし日本政府の従来の立場としては、日本は集团的自衛権を権利として持っているが、憲法九条の制約によってそれを行使できない、と説明してきたのです。

国際法上の権利をどこまで行使するかは、各国の判断に任せられています。その範囲を、時の政権の政策判断に委ねるという方法もあり、安倍首相は若い頃からその必要を訴えてきました。後で詳しく見るように、現在行わ

**国連憲章（本文で紹介したものの抜粋。下線部は神子島による協調）**

2条4項 すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

42条 安全保障理事会は、第41条に定める〔非軍事的〕措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

51条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

れようとしていることの本質は、実質的に憲法の歯止めをなくして、時の政権の政策的判断で動けるようにする、ということなのです。しかし憲法によってあらかじめ武力の行使への歯止めをかけることが、日本国憲法の平和主義の持つ意味であり、同時に、外交努力によって積極的に武力紛争を回避し、さらには予防する最大限の努力が要請されていると言えます。

**集団的自衛権成立の背景**

そもそも、「自然権」と言ったところで、集団的自衛権という概念自体が、国連憲章によって創設されたものにすぎません。国連の集団安全保障は、常任理事国が拒否権を行使してしまうと成立しないため、大国の利害が絡む国際紛争では、機能しないおそれがあります。

大国の利害に左右される小国が攻撃された時、拒否権が発動される可能性が高いわけです。そうすると小国は個別的自衛権だけで対処しないと困ります。そのため、ラテンアメリカ諸国などの要望で、国連憲章を定めたサンフランシスコ会議において、集団的自衛権が導入された、というのが一般的な集団的自衛権成立の理解です。

外交史家の豊下楯彦はしかし、その見方を「おおむね肯定できるものではある」と

しながら、「会議の“裏側””を見る必要があると指摘しています（注1）」。具体的には、この一九四五年（国連創設）当時、まだ世界各地に植民地を持っていたイギリス、フランスの動きです。

第二次大戦で宗主国に協力した植民地から、独立への動きが出ていました。英米としては極力、今まで通り、国家が「戦争に訴える自由」を確保したい、という思惑が働いていたのです。まだソ連との協調を保っていた米国は、安保理を十全なものにしたいと思っていて、英仏の意見に難色を示していたものの、結局は英仏に妥協しました。安保理で拒否権が行使された場合でも、集団的自衛権を用いて、本国から離れていながら利害の関わる紛争に介入できる余地を残したわけです。その意味で、集団的自衛権が作られた背景には、大国の利害もあつたわけです。

**集団的自衛権の実例など**

結局米国は後に、ベトナム、グレナダ、ニカラグアなど、集団的自衛権の名の下に、他国の紛争に介入していくこととなります。ベトナム戦争のような、米国の評判を地に落とす、現在から見ても政治的判断が誤っていたと思われる戦争も、南ベトナム政府の要請による集団的自衛権の行使として、米国は参戦したわけです。

当時日本政府は、自衛隊を海外に出せるよ

うな状況にはありませんでした。それは自衛隊の装備・訓練の現実でもあり、世論の強い反対、広範な反戦運動の展開があったからです。それでも佐藤政権は、アメリカ政府を支持していました。ですから集団的自衛権行使を認めれば、米軍と自衛隊の一体化が進んだ今日では、ベトナム戦争のようなケースに、確実に協力を要請されるでしょうし、自民党政権がそれを突っぱねると考えるのは難しいところです。

アフガニスタン戦争の場合は、米国がアル・カイダのテロ攻撃に対する個別的自衛権という名目で始めたもので、米国の同盟国は集団的自衛権で参戦しています。日本が当時集団的自衛権を行使可能だったとすれば、9・11直後の異様な雰囲気の中、断ることは不可能だったでしょう。

ちなみに、過去の国連の集団安全保障の例としては、ソ連欠席の隙をついた勧告によって成立した朝鮮戦争の「国連軍」と、国連創設以来初めて、安保理の常任理事国が一致して、憲章第七章に基づく武力行使が容認されたのが、一九九一年の湾岸戦争でした。ただしこの時、実際に武力を行使したのは「国連軍」という形ではなく、米国を中心とした多国籍軍でした。

二〇〇三年のイラク戦争はどうだったのでしょうか（注2）。国連による大量破壊兵器の査察にイラク政府の協力が不十分であると、安保理は非難決議を出しました。しかしそれ

は武力行使を認める決議とは全く関係のないもので、むしろ大量破壊兵器が見つからないことに米国は焦っていました。その中で強引に、ブッシュ<sup>[1]</sup>、大統領は戦争を仕掛けました。彼はこの戦争が、国連と無関係の武力行使と知りながらイラクを攻撃したのです。

この戦争を小泉首相は支持したわけですが、大量破壊兵器はありませんでした。当初イラク国民の間にも、フセイン政権の打倒を歓迎する声は決してなかったわけではありませんでした。しかし庶民は着の身着のまま外国に逃げるか、危険な中でイラクに残るかという選択を余儀なくされたのも確かです。そして結果としては米国の占領プランがあまりにお粗末で、イラクの現実からかけ離れたものであったため、その占領下で作られた政権への不信がイラク人内部の対立を決定的にし、以来、現在に至るまで、以前はなかった激しい国内対立をイラクにもたらしています。

こうしたイラク戦争を支持した首相の判断や、名古屋高裁で違憲判決まで出た航空自衛隊のイラク派遣などを、日本政府はともに検証していません。このような政府に外国へ向けて自衛隊を送る資格はありません。

国連から見て正当性のない攻撃に端を発するイラク占領に、その攻撃（の中心のアメリカ政府）への批判をせぬままに協力する、というのは、どのような詭弁を用いたところで、正当性はありません。これを「平和主義」と呼べるなら、侵略に対する抵抗を力で抑えつ

けて、表面上の秩序を作ろうとしてきた大日本帝国の戦争も、平和のためだと言えることでしょう。過去の日本の侵略・植民地主義の歴史を正当化しようとする歴史修正主義的な動きは、こうした現代の問題と深い関係を持っています。

## 2節 手続き上の問題

続いて、今回安倍内閣が進めようとしていることの手続き的な問題点について見ていきます。ちなみに、この第2節では、いま議論されていることの意味をつかむことを優先するため、政府が何を変更しようとしているかを中心に書きます。つまり個別的自衛権の行使は可能だという前提で政府は議論しているわけですが、その前提自体の問題は、他の部分（および座談会）を参照してください。

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が報告書を五月一五日に出しました。それが集団的自衛権の行使を提言し、それを内閣が受けて進めていくという形になっているわけです。メンバーからして安倍首相のお友だちで集団的自衛権行使賛成の人ばかりですし、しかも報告書を出して即日首相がその方向に持っていくための会見まで開くという、明らかな「できレース」です。主権者が決めた憲法にもとづいて、主権者が選んだ国会議員が法律をつくり、行政はその法律の枠内で動くはずのものです。その

行政のトップとしての内閣が、逆に憲法の意味を自分たちで変えるというのは、要は憲法違反を堂々とやっているということです。

### 法制懇の報告書はもはや無意味に

この点をもう少し詳しく見ていきますと、そもそも、安保法制懇というのは、法令に根拠を持たない、首相の私的諮問機関にすぎません。これは一般的に「出席者の意見の表明又は意見の交換の場にすぎない」もので、しかも懇談会の一部議員からは「世間は我々が熟議したと思うだろう。全くそうではない」（『朝日新聞』二〇一四年五月一日）という声も漏れ聞こえています。つまり、首相の政治的な意思によるタイムテーブルに合わせた会議運営がなされ、議論が尽くされていない中で報告書が出されたのです。

しかも、そんな安保法制懇といえども、首相への諮問に応えたわけですから、その内容にのっとって当の首相が議論するのかもしれない、全く違うのです。報告書の出た当日に、図つたように（というより、図っていないければ不可能です）首相は記者会見をし、報告書の内容とは違う形で検討する、と述べたのです。具体的には、報告書は集団的自衛権を広く行使できるようにし、加えて集団安全保障への参加も可能にすべきと提言しました。首相はそれを否定し、政府としては「限定的な集団的自衛権」の行使にとどめるとい立場

を表明したのです。

これは要するに、法制懇の報告書よりも政府は抑制的なスタンスでこの問題を考えているから、国民の皆さん安心してください、という政治的なメッセージだと言えましょう。そしてそれ以後の議論では、報告書の内容はほとんど検討されず、別個に政府（特に外務省）が出してくる、集団的自衛権行使の事例なるものが、議論の中心となっています。

これは、集団的自衛権行使に否定的な声が強い公明党への配慮を首相サイドが見せ、集団的自衛権の中でもより攻撃的でないものを「限定的に」認めるだけだということです。しかし「限定的」というのは、国際法とはまったく関係のない日本独自で考えている基準ですので、政府が議論をリードして決められるものに過ぎないのであれば、現実的な歯止めにはなりません。既に報道されているように、結局のところ集団安全保障まで認めざるを得ないのだという説明があとから出てきたり、反発を受けてひっこめたりと、あいまいな形で自公が落としどころを作ろう、という状況です。

### 主権者の無視

ここで細かな線引きよりも理解しておくべきことは、今なされている議論の中心は、「与党協議とその後の閣議決定にある」ということです。つまり、自民党内および公明党

内それぞれと、そして両党での意見のすり合わせを行っている、しかもその題材を外務省などが提供している、ということです。

報道されているのは、かなり政治的な意思の入り込んだリークにもとづくもので、各紙の報道も、それぞれの政治的スタンスに都合のいい部分が多くなります。民主主義国家とは思えないプロセスです。国権の最高機関である国会と、主権者国民の声を聞かず、政府がこの問題を決める主体であるかのようにです。

もう一つ、今の協議から見える重要なポイントが、「限定的な」集団的自衛権云々と言っているのは、よくよく聞いてみると、根本的には政策的判断によって限定するのであって、憲法や法律の縛りかけたたくない、という話なのです。つまり安倍内閣は実質的な法的歯止めをできる限りなくした上で、状況に応じて、今後は今回のような議論抜きで「政策的判断」によって、行使の範囲を決めたい、ということなのです。自民党が出してきた自衛権発動の新しい前提条件（新3要件）というものがその典型ですが、そもそも議論の状況次第で限定の仕方を融通無碍に変えてくる安倍政権の進め方そのものに、法律によって軍隊（自衛隊）の行動に歯止めをかけるという発想が欠けているのです。

内閣法制局について

そもそも、今問題となっているのは、行政府内部における憲法解釈を変えるかどうか、という問題です。内閣法制局はこれまで、日本は憲法九条によって集团的自衛権の行使ができないと述べてきました。内閣法制局は、行政機関内での法律解釈が分かれたときに統一する作業をしており、行政機関の一部ですから首相は、二月一二日の衆院予算委員会です。安保法制懇に次のように発言しています。安部法制懇に関連して、解釈改憲による集团的自衛権の行使について質問されて、「先ほど来、法制局長官の答弁を求めています。最高の責任者は私です。私が責任者であって、政府の答弁に対しても私が責任を持って、その上において、私たちは選挙で国民から審判を受けるんですよ」と、言ったのです。しかしこれは二つのレベルにおいて、完全に筋違いです。

一つは、あくまで内閣法制局は、政治的立場に立つて解釈をするのではなく、法の条文の文言を解釈することが仕事です。政治的な解釈を許せば、政権が変わったら法の解釈もコロコロ変わってしまうこととなり、法が法として機能しません。必要ならば法律自体を国会で改正するのが筋です。しかも立法は国会議員が、法律の非専門家であったとしても、国民の代表者としての資格で行うものです。このことは全ての有権者が国民の代表に選ばれる可能性を持つということの意味します。

対して一度決めた法律を解釈する仕事は、法曹関係者や公務員など、一定の専門性が要求される領域です。国民（住民）が公務員を任命・罷免する権利を持つ以上、公務員になる資格がすべての市民に開かれていることは確かですが、職に応じた公務員試験など一定の資格が要請される専門職であることから、首相発言がおかしなことは明らかでしょう。

もう一つの点としては、内閣法制局の九条解釈が重要とされているのは、「九条の下では集团的自衛権が行使できない」ということを、たんに行政内部だけではなく、内閣が連帯して責任を負うべき国会に対して何回も説明してきているからです。

司法権の問題

もちろん、では個別的自衛権ならいいのか、それも九条から考えればおかしいという問題も出てくるでしょう。これは最終的には憲法裁判が起こった時に、最高裁判所がどう判決を下すかで決まってくる問題です。そして日本では、最高裁は自衛隊を合憲とも違憲ともせず、判断を回避して来ています。ですが、今回のような強引な集团的自衛権の解釈変更による行使は、政府の側に訴訟のリスクを生んで、政権の正当性を損ないかねない、憲法学者の木村草太が言及しています（注3）。このことは、航空自衛隊イラク派遣の違憲判決が出たように、市民が憲法を武器に戦うと

いう経験をきちんと確認し、つなげていくことで、おかしなことはおかし、と主張していくことの必要性につながっていきます。

また、純粹に手続的な観点から考えても、九条の法規範としての役割を無意味にすることを内閣の解釈変更によって実施してしまうことが、憲法違反なのは明らかなのです。集团的自衛権の行使に賛成する側の人間もきちりと「これは憲法改正手続を取るのが筋ですよ」と、首相にきっちり言うべきでしょう。今の動きを指して、東京新聞の半田滋が「首相によるクーデター」（注4）だと言っているのは、まさにその通りなのです。

その上で、日本国憲法の三大原則の一つである平和主義を無化するような、集团的自衛権を認めるという改憲が、そもそも憲法秩序を破壊するものなのです。その観点に立ち、集团的自衛権は、憲法改正の限界を超えているという指摘も重要なと筆者は考えています。

ここで言う憲法改正の限界を少し説明しておきます。例えば、そもそも憲法は、人権を保障するために主権者が国家を形成する、そのために権力につきつけた制限および条件（それを破る権力に正統性はない、というもの）です。だから人権保障を壊すような改正や、法の下の平等に反する差別を認めるような改正が許されるものではないのです。同様に、三大原則や、基本的な手続（九六条など）、または九九条の憲法擁護義務など、日本国憲法が想定している憲法秩序を破壊しか

ねない改正は許されないので。これについては例えば改憲論者だった鳩山一郎総理(当時)が、「現行憲法の掲げる平和主義、国民主権主義及び基本的人権の尊重、これらの三原則に對しましては、私は変更を加えるべきものではないと考えております。ここに憲法改正の限界があると思います」と明言しています(注5)。

### 「決められる政治」論の危険

日本で二十数年、内閣、特に首相の「リーダシップ」のような言葉で、首相の一存で決めるのがいい政治だというような話が一部のマスコミなどによって流布されていますし、それができる制度がどんどんつくられています。本来、「ねじれ国会」は、議会が多様な意見を反映する結果、当然起き得るものです。それは少数者の意見を無視した強引な政治に対する歯止めとなるのですが、権力のチェック機能を果たすべきマスメディアが、むしろ歯止めを批判している部分があるわけです。

『緑の風』五月号の池上論文「特定秘密保護法とは何か」のなかに、「国の行政機関が保有する特別管理秘密の内訳」という表があります(七ページ)。特定秘密保護法はまだ施行されていませんが、その前の段階ですでに省庁がもっている秘密の内訳というと、内閣官房が七七%の秘密を握っている事実は、首相がトップダウンで決めるなかでいろいろ

な機能が首相に集中していることを示しています。去年の一二月に日本版NSC(国家安全保障会議)法案が成立しましたが、閣議全体的一致ではなく、首相と一部の閣僚によって国家安全保障に対する重要事項を決められる体制をつくってしまっています。そういう流れから見て、日本版NSCと、特定秘密保護法、そしてこの集団的自衛権の問題は、完全にセットなのです。

今回のように内閣が主導しているということは、結局国会を無視しているし、世論を無視している。そういう方向で国の重要事項が変えられてしまうことが、いま進められようとしていることの手続き的な面での問題点で、立憲主義のみならず、それを制度として組み込んでいる日本の民主主義全体の危機といえます。

### 今後の動き

手続的な問題の最後に、今のまま閣議決定による解釈改憲が通った後の動きについて少しだけ触れておきます。内閣が憲法解釈を変えただけで、自動的に集団的自衛権が行使できるわけではありません。秋の臨時国会以降、自衛隊が実際に行動できるような法整備をするために、自衛隊法ほか、十数の関連法を改正する必要があります。

そこでの国会論戦の中で、集団的自衛権の何を可能にするのか、という具体的な姿が一

層はつきり見えてくることになります。市民の運動とメディアの権力チェックが問われるところです。

ここで、「じゃあ結局国会で審議するのだから、民意が反映されるのではないか」と思う方もいるかもしれませんが、違います。そもそもこれは憲法上の問題ですので、改憲手続が無視されています。国会議員が「この進め方は憲法違反だ」と言って、根本のところ(具体的な審議に入る前)から戦わなければおかしいわけです。ただしその見込みは、平和主義を維持しようとする若干の政党を除いて、現時点では薄そうです。

### 3節 なぜ集団的自衛権なのか？

安倍政権は、なぜ集団的自衛権を行使したがつているのか。この問題を考えるにあたり、残りのスペースがないので、米国の要求と、安倍首相を中心とする自民党タカ派の狙いの二つについて、簡潔に考えてみたいと思います。

#### アメリカ政府は何を考えているか

まず米国ですが、四月にオバマ大統領が来日した際の記者会見で、尖閣諸島は安保条約の適用範囲であるという発言をしました。しかし尖閣諸島は①日本にとつては個別自衛権の範囲であり、②そもそもアメリカ政

府関係者は以前から（大統領が直接言ってこなかっただけで）、同じことを繰り返してきまして。

②の意味を、元外務省国際情報局長の孫崎享は、次のように見えています。「『尖閣諸島が安保条約の対象になる』ということと、『尖閣諸島での軍事紛争の際に米軍が出る』ということとは同一ではない」。米国が安保条約で約束していることは、せいぜい『議会の承認を求めるよう努力する』ということ（注6）。米国が尖閣諸島で日中の衝突や紛争に介入するかどうかは、米国の国益に照らして米議会が判断する、ということではないわけだ。

現在、米国の主流政治家は、中国との対立を煽る安倍政権にかなり距離を置きたがっています。他方、やはり集团的自衛権を欲する米国内タカ派がいることも確かなのです。

ジョセフ・ナイやリチャード・アーミテージといった米国のジャパン・ハンドラー（日本を操る人たち）と呼ばれる人びとがいます。日米安保を維持することによって利益を得る勢力の支援を受けている知識人や政治家です。9・11直後、二〇〇一年十月の第一次アーミテージ・ナイ・レポートで、集团的自衛権を日本が行使できるようにしてほしいという要求を出しています。

近年の露骨な要求の一つが、二〇一二年八月の、第三次アーミテージ・ナイ・レポート（「日米同盟―アジア安定の礎石」）で、集

团的自衛権の行使を要求し、首相がこだわっている、ペルシャ湾での機雷除去にも言及しています。

アメリカ政府は財政難にあり、かつて聖域とされてきた軍事費の削減にまで手を付けています。その中で、後方支援的なものであっても、日本が軍事負担を今より増やしてくれることは、彼らからすれば歓迎に決まっています。

そして、日米の軍事的一体化、実質的には自衛隊の米軍への下請け化が進めば、日米の軍事産業の協力が進みます。武器輸出三原則が無くなり、秘密保護法も作られました。日本の工業技術は優れている面があるとはいえ、軍事産業の技術において、特に兵器システムの統合（完成品として売れるレベルのものに全体を仕上げること）を中心に、米国の足元にも及びません。しかしながら個々のメーカーが持っている世界最先端の技術を、米国のシステムに組み込んで、それを輸出できるようになったのです（米国や日本で使う分には以前からできましたが、それ以外の国に輸出することができませんでした）。日本の軍需企業が、米国企業に下請け的に取り込まれつつ、グローバルに展開していく、という流れになるでしょう。

ここでの「日米協力」が、米国の巨大な軍事産業に直接もたらす利益が大きいものかわかりませんが、性能の高い兵器を取引の選択肢として持つことが米国にとってプラスと

考えているのは、ミサイル防衛などを見てもはっきりしています。このあたりは、日米両側のタカ派の利害が共通する面ともいえます。しかし米国が「国益」のために（経済面でも、政治面でも）武器取引を巧みに使うことは、世界の軍事的緊張を高めるもので、平和主義とは全く別の世界です。

### 安倍政権の狙いは

ただし米国側も、一時期に比べると、集团的自衛権行使への要求を、強く出さなくなってきています。

その背後にはおおよそ二つのポイントがあります。一つはイラク戦争の経験です。前述のようにイラク戦争は国連から見ると違法な戦争でした。自衛権でも何でもない、米国が仕掛けた戦争です。派遣先は「非戦闘地域」だというロジックを使ってはいるものの、違法な戦争に日本が協力して自衛隊を出したわけです。このことに見られるように、現実には自衛隊がいるいろいろなところに出て行き、米軍の後方支援をする法律上の体制も、実際の経験としても確立されてきています。集团的自衛権がなくてもかなりのことができるのです。彼らからすると、日本の世論が反発するならば無理に集团的自衛権を進めなくても、いまでもそれなりのことはやってもらええると思っ

ているでしょう。もう一つ、より大きな要因は、日中関係の

悪化です。これは、安倍政権側の狙いと関わってくる問題です。

今の動きを、対米従属の推進と見ることも可能ですが、単純にそれだけで捉えられるかは微妙なところです。

安倍首相の“前のめり”ぶりからは、日米、その他のアジア・太平洋地域のアメリカの同盟国で中国包囲網をつくるという、中国に対する敵対心がありありと見て取れます。米国からしても「この人に突き進まれるとまずいぞ、無人島の岩をめぐる日中戦争が起き、米軍も巻き込まれるのではないか」という懸念が実際に出ています。

集団的自衛権で協力する代わりに対中包囲網を作るぞ、と、首相の側からアメリカ政府へある種の脅しをかけている面があるわけです。アメリカ政府高官も批判する中、靖国神社に強行参拝したところを見ても、米国に対して強気に出ている面があります。

米国から愛想を尽かされるところまでは踏み込まないでしょうが、自民党タカ派の支持層としての「反米保守」と「親米保守」双方を納得させるための動きを首相は取っていると言えます。それ以外の大多数の有権者の思いは置き去りですが。

米国を巻き込んで対中包囲網を作ること、日中関係が緊張すれば、日本国内でナショナリズムが高まり、戦争のできる体制を作りやすいわけです。また、彼が祖父の岸首相に連なるような「親台（湾）派」であり、中華人

民共和国との友好関係を好ましく思っていないという面も、根強くあります。

例えば首相は二〇〇五年に「日本の国益について、少なからぬ人々は中国との緊張関係を緩めて、ビジネスで利益を上げることだと考えています。しかし、いま中国に靖国問題などで譲れば、ほかの問題についても強い態度に出てこないとはいいい切れない。それは長期的に見て国益を損なうことにつながります」（注7）などと発言しています。

靖国神社の問題は、国内でも賛否が激しく分かれている問題です。そこで世論を無視して強く出ることがどんな「国益」なるものをもたらすのでしょうか。昨年末に参拝した際も、首相は国民に（特に反対する人々に）そのことをまともに説明しようとすらしませんでした。

安倍首相は集団的自衛権が必要だということに、「日本をめぐる安全保障環境の変化」という理由を挙げていますが、第一次安倍政権のときから同じことをいっているだけで、具体的にどう変わったのか説明しません。しいていえば尖閣問題が前よりも厳しくなっています。もとはといえば日本側が動いたことでこれだけこじれているのです。

現在の東アジア情勢が以前より緊張している面があるにしても、中国、韓国と首脳会談を一度もできていない安倍政権が、その緊張の一端を作っていることは明らかです。外交努力を放棄し、何かあったときに軍事力をす

ぐ行使できる状況をつくる、これがいま進められようとしていることです。安倍首相がい「積極的平和主義」は、日本国憲法に照らして明らかに間違っており、「もっと外交的努力をせよ、隣国と戦争をしない関係を作っていくのだ」と、私たち市民がいわなければなりません。

注

1 豊下楯彦『集団的自衛権とは何か』（岩波新書、二〇〇七年）。

2 以下、イラク戦争については、主に川端清隆『イラク危機はなぜ防げなかったのか』（岩波書店、二〇〇七年）と、パトリック・ユバーン『イラク占領』（緑風出版、二〇〇七年）を参考にしました。

3 『週刊朝日』六月二〇日号でのインタビューなど。

4 半田滋『日本は戦争をするのか―集団的自衛権と自衛隊』（岩波新書、二〇一四年）。

5 参議院内閣委員会、一九五六年四月三〇日での発言。これは杉原泰雄編著『資料で読む日本国憲法（下）』（同時代ライブラリー、一九九四年）で要旨が紹介されている。

6 孫崎亨『日本の国境問題』（ちくま新書、二〇一一年）。

7 『安倍晋三対論集』（PHP研究所、二〇〇六年）。

この他、筆者も参加している集団的自衛権研究会の「集団的自衛権の事実と論点」（上、下）『世界』（二〇一四年七月号、八月号〔近刊〕）などを参照しました。その他、細かい部分でいくつかの学術論文を参考にさせていただいていますが、ここでは省略します、ご容赦ください。